

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正関係）

第二 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

短時間労働者均衡待遇推進等助成金を均衡待遇・正社員化推進奨励金とし、有期契約労働者に対して  
医師又は歯科医師による健康診断を実施する事業主を支給対象として追加すること。

第六 その他

- 一 この省令は、平成二十三年四月一日から施行するものとする。 （以下略）

二・三 （略）